

会 議 記 録

議 題	第2回 中津川市景観審議会
日 時	平成25年7月24日(水) 午前9時30分～午前11時55分
場 所	中津川市役所 4階大会議室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ■出席委員 松本 直司(会長) 吉田 三郎(副会長) 大岩 省三 石川 英治 矢野 順子 島崎 恵 ■欠席委員 なし ■参考人 青山 節児(中津川市長)、渡邊 弘孝(基盤整備部長) ■事務局 山本 高志(計画課長)、水野 信平(都市計画係長) 鈴木 文弘(技術主査)、原 慎也(主事)、小椋 郁美(主事:文責)

協 議 内 容

<p>1. 開 会 (午前9時30分)</p> <p>2. 市長あいさつ</p> <p>3. 委員委嘱</p> <p>4. 委員紹介</p> <p>5. 会長、副会長の選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長に松本直司委員、副会長に吉田三郎委員。 <p style="text-align: center;">【全員拍手により、異議なし】</p> <p>6. 諮 問</p> <p>(市長) 中津川市景観条例第18条第1項の規定により、次の物件に係る景観重要建造物の指定について審議をお願いします。</p> <p>7. 説 明</p> <p>景観計画の概要について(事務局説明)</p> <p>8. 現地視察</p> <p>清水屋原家住宅 (馬籠宿地区)</p> <p>9. 審 議</p> <p>《議第1号 景観重要建造物の指定について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手入れがされており、時代の流れを感じるような佇まいをしっかりと残している。 ・ 指定してよいと思う。素晴らしいので、保存すべきである。 ・ 馬籠の古い建物というのは他にない。こうして保存をしていかないと、何も残っていかない。 ・ よいと思う。建物自体を見ても、なかなかああいう建物はない。 ・ 明治時代は街中でも養蚕をやっていた。養蚕に関わる建物は保護対象になると思うが、今回の建造物は違うようだ。 ・ 今回、指定候補とした清水屋以外に、馬籠の建物の調査は全て行ったのか。 ・ なぜ、清水屋を候補としてあげたのか。 <p>⇒(事務局) 全ての建物は調査していない。馬籠は明治、大正の大火で多くの建物が焼失している。清水屋は明治28年頃の建築物であり、大正の大火を免れている。馬籠の街なみの中で当時の景観を残しているという点と、今回登録有形文化財に登録されたのをきっかけ</p>
--

に、指定の候補としてあげさせていただいた。

- ・ 今後、どのくらい景観重要建造物を指定していく予定か。
⇒ (事務局) 一つの景観重点区域に概ね1棟程度、あるいは樹木等を1つ程度を基本に考えている。
- ・ 今回の建造物の管理者は当然、景観重要建造物になることを合意されていると思うが。
⇒ (事務局) 所有権上は、今回清水屋を案内していただいた管理者の方とは別の方が相続している。管理者はもちろん、所有権上の権利上の所有者の方からも承諾をいただいている。
- ・ 名古屋市だと、50年以上経ったもので本人の保存の意向により、「登録」という形になる。登録は本人がしっかりとそれを保っていくという意思の統一。更に、「認定」というものがあり、これは市から「これはいいな」という「登録」の上の段階。「認定」には補助金が多少交付される。今回も補助金が修理の時にかかってくる建物ということでよろしいか。
⇒ (事務局) その通りです。市の補助金で、かかった費用の2分の1、上限が250万円まで支援ができる。
- ・ 例えば、景観重点区域以外に重要な建物があれば、それも建造物として指定できるか。
⇒ (事務局) 景観法上、「景観計画区域の中の良好な景観の形成に重要な建造物」とある。中津川市は全域が景観計画区域。
- ・ 原案のとおり承認することにご異議はございませんでしょうか。

【異議なし】

≪議第2号 中津川市景観審議会運営要綱の制定について≫

- ・ 基本的にこういう会議は公開ということになるが、公開することによっていろいろ支障が生じる。一番怖いのが、内容に応じて個人のことが入ってくる。個人の財産にかかわってくること、プライバシーのこと、いろいろなことがある。
- ・ 我々が自由な発言ができなくなる。かなり難しい審議になってくると、発言した内容がいろいろ波紋を呼んでしまうような、これも困る。
- ・ いろいろ妨害をされる、我々が審議をしている最中に野次が入ったり、何か違う話が入ったり、ということも困るわけで、そういう場合は傍聴していただかない、ということ。
- ・ 中津川市情報公開条例というのがきちっとしているので、それに則ってやっていく、それともう一つは、我々の判断で、非公開にすることが可能であるということ。
- ・ 原案のとおり承認することにご異議はございませんでしょうか。

【異議なし】

10. 閉会 (午前11時55分)